

# 令和 7 年度消防設備士講習案内

栃 木 県  
一般財団法人栃木県消防設備保安協会

消防法第17条の10の規定に基づく消防設備士に対する消防用設備等の工事、整備に関する講習を次により行います。

この講習は、消防設備士免状の交付を受けた日以降の最初の4月1日から起算して2年以内の講習と、当該講習を受けた日以降の最初の4月1日から起算して5年以内の講習を同時に行います。甲種、乙種の区分をしません。

この講習を受けませんと消防法第17条の7第2項（第13条の2第5項準用）による免状返納命令の対象となりますので、当該期限の方は漏れなく受講して下さい。また他県交付免状を持っている方も受講できます。

## ■ 令和 7 年度 講習日時及び場所

| 講習区分          | 消防設備士<br>種 類            | 講習日                                      | 講習時間       | 定員       | 講習場所                        |
|---------------|-------------------------|------------------------------------------|------------|----------|-----------------------------|
| 避難設備<br>・ 消火器 | 第 5 類<br>第 6 類          | 10月6日(月)<br>10月7日(火)<br>のいずれか1日          | 9:30～17:00 | 各<br>100 | 宇都宮市昭和1-2-16<br>栃木県自治会館大会議室 |
| 警報設備          | 第 4 類<br>第 7 類          | 10月14日(火)<br>15日(水)<br>16日(木)<br>のいずれか1日 | 9:30～17:00 | 各<br>100 | 宇都宮市昭和1-2-16<br>栃木県自治会館大会議室 |
| 消火設備          | 第 1 類<br>第 2 類<br>第 3 類 | 10月27日(月)<br>28日(火)<br>のいずれか1日           | 9:30～17:00 | 各<br>100 | 宇都宮市昭和1-2-16<br>栃木県自治会館大会議室 |

※ 自治会館北側の大駐車場は令和6年6月から利用できなくなりました。

受講の際は公共交通機関等をご利用願います。

## ■ 講習科目及び講習時間

| 講 習 科 目                                                                                                                                                                                                         | 時 間         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項<br>(1) 工事整備対象設備等に関する規制の概要<br>(2) おおむね過去5年間に於ける消防用設備等の技術上の基準の改正要点<br>(3) おおむね過去5年間に於ける建築基準法令、危険物関係法令等防火に関する関係法令の改正要点<br>(4) 消防設備士の責務<br>(5) 特異な火災事故例及びその問題点<br>(6) その他防火に関する事項 | 2 時間 30 分以上 |
| 2 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項<br>(1) 規則第33条の3に規定する指定区分に応じた工事整備対象設備等((2)、(3)及び(4)において同じ。)の工事又は整備に関する技術基準の要点<br>(2) 工事整備対象設備等の試験基準及び点検要領<br>(3) 工事整備対象設備等の奏功例並びに事故例及びその問題点<br>(4) 工事整備対象設備等の維持管理に関する要点                | 4 時間以上      |

※ 講習終了後、効果測定を行います。

## ■ 受講申請手続等

### (1) 受付期間

令和7年8月25日(月)から8月29日(金)まで郵送にて受付。8月29日の消印有効(受付期間中であっても、定員になり次第締め切ります)

### (2) 受講申請書の提出先

〒320-0032

宇都宮市昭和1-2-16 栃木県自治会館3階  
一般財団法人栃木県消防設備保安協会

### (3) 受講申請に必要な書類

① 受講申請書及び受講票は、講習区分ごとに作成して下さい。

② 写真1枚(提出前6ヶ月以内に撮影した縦4cm横3cm、無帽、無背景、正面上半身像のもので、裏面に氏名・撮影年月日を記入)を申請書に貼って下さい。  
(印画紙又は写真用紙を使用した物(カラーコピー不可)(セロテープ不可))

③ 消防設備士免状(両面)をA4サイズ用の紙にコピーして添付して下さい。

④ 受講申請手数料 7,000円  
栃木県収入証紙で納付すること。(収入印紙ではありません)

⑤ 返信用封筒 1 通（受講票送付用）

**110 円切手**を貼った定形（長型 3 号縦 2 3 5 mm×横 1 2 0 mm）の封筒に受講者の住所、氏名を記入して下さい。なお、簡易書留で返信希望の方は 4 6 0 円切手を貼付して下さい。

⑥ 避難設備・消火器を受講される方は、（1 0 月 6 日・7 日）のいずれかを選んで下さい。

⑦ 警報設備を受講される方は、（1 0 月 1 4 日・1 5 日・1 6 日）のいずれかを選んで下さい。

⑧ 消火設備を受講される方は、（1 0 月 2 7 日・2 8 日）のいずれかを選んで下さい。

## ■ 講習の注意事項等

(1) 講習日の受付は午前 9 時から 9 時 2 0 分までです。（消防法令免除の方は午後 0 時 3 0 分からです。）

(2) 講習日には必ず受講票、免状を持参し受付に提出して下さい。

(3) 講習テキストは当日配布します。

(4) 他種の講習を受けて 6 ヶ月以内の方は消防法令が免除（正午まで）されます。

(5) この講習を受けようとして提出された書類は一切返却しません。

(6) 受付時間（午前 9 時 2 0 分まで）に遅れた場合は入場できませんので、ご注意下さい。

(7) 申込後の受講日変更は原則認められません。

(8) 講習についての問い合わせは、（一財）栃木県消防設備保安協会（電話 028－625－4611）又は、栃木県危機管理防災局消防防災課消防救急担当（電話 028－623－2132）に問い合わせ下さい。

(9) 新型コロナウイルス等の感染症の広がりが懸念されることから、引き続き、手洗い、手指消毒等の感染予防対策にご協力をお願いします。

# 講習会場

○ 駐車場は、利用できません（令和6年6月～）ので公共交通機関等をご利用願います。

